銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項又は第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項又は第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 2 項又は第12条の 3 の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年岩手県公安委員会規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 (医師の指定) (医師の指定) 第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下|第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下 「法」という。)第4条の3第2項(法第7条の3第3項に 「法」という。) 第4条の3第2項(法第7条の3第3項に おいて準用する場合を含む。)又は第12条の3の規定に基づ おいて準用する場合を含む。) 又は第12条の3の規定に基づ く診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は く診断を行う医師の指定(以下「医師の指定」という。)は 、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞ 、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞ れ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。 れ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。 診断の対象者 医 師 診断の対象者 医 師 [略] [略] 介護保険法(平成9年法律第 介護保険法(平成9年法律第 [略] [略] 123号) 第8条第16項に規定 123号) 第5条の2に規定す する認知症である者 る認知症である者 「略] 2 「略] 備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。